

横浜市立富岡東中学校いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）

学校は生徒が安心・安全に活動する場である。本校では「いじめ」は絶対に許されない行為として、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関と連携を図る。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを受けていると考えられる場合は、迅速かつ適切な対応に努める。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- いじめを見落とさないために、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかを表面的・形式的に判断するのではなく、いじめを受けた児童生徒の心情や立場に立って行う。
- いじめの未然防止として、いじめの起こりにくい学校風土づくりを行い、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成などに努める。
- 早期発見・早期対応として、いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の組織的取組などに努める。
- 学校と保護者はパートナーであるという基本認識を持ち、いじめの疑いがあると思われるときは、保護者・地域・関係機関との連携による指導に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

国や横浜市のいじめ防止基本方針を基に学校のいじめ防止等の基本方針を定める。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

校内にいじめ防止対策委員会を設置し、構成員は校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導専任、養護教諭とする。月1回以上定期的に開催し、組織的な対応方針を決定し、記録の作成・進捗管理を行う。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 組織の役割

- いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む。
- いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

(3) 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none">○ 新年度の「いじめ防止対策委員会」発足○ 年度当初の生徒理解研修○ 教育相談の実施○ 集団づくり
5月	<ul style="list-style-type: none">○ 学校運営協議会の開催
7月	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者面談○ 生活に関するアンケート
8月	<ul style="list-style-type: none">○ 地域パトロール
9月	<ul style="list-style-type: none">○ 教育相談の実施○ 地域パトロール
10月	<ul style="list-style-type: none">○ 学校講演会の実施
11月	<ul style="list-style-type: none">○ 学校運営協議会の開催
12月	<ul style="list-style-type: none">○ いじめ一斉キャンペーン○ 保護者面談
1月	<ul style="list-style-type: none">○ 生活に関するアンケート
2月	<ul style="list-style-type: none">○ 学校運営協議会の開催○ 新入生説明会（インターネット・スマホに関わる説明）
3月	<ul style="list-style-type: none">○ 生活に関するアンケート

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

- 学校教育活動全体を通じた包括的なプログラム（各種指導計画等）の策定
- 授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- 生徒の主体的な取組への支援
- 学校として特に配慮が必要な生徒に対する支援、保護者との連携、周囲の生徒への指導

(2) いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- 授業づくり、集団づくりの具体的な指針
- 生徒の主体的な取組への支援内容
- 定期的な教育相談の実施計画（4・9月実施）及び教育相談（7・12月）
- 全市一斉のアンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）の実施計画（12月実施）
- インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育の推進（講演会等）

(3) いじめに対する措置

- 組織的な対応の徹底、組織的な対応方針の決定
- 被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- 警察署等関係機関、専門機関との連携

(4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。

(5) 研修

- 生徒理解研修の推進
- いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- 計画的な研修の実施

(6) 学校運営協議会等の活用

- いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

(学校基本方針の見直し)

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

